# 第6章計画の推進に向けて

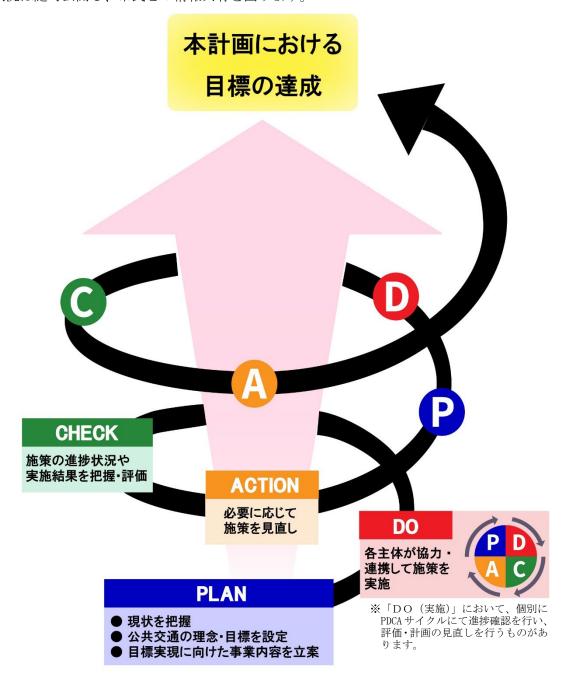
## 1. 計画の評価・改善

#### (1) PDCAサイクルによるスパイラルアップ

本計画は、計画を策定し記載事業を実施したら終了というものではなく、「みんなが親しみ、みんなで育む地域公共交通」の実現のためには、事業の進捗状況や効果を検証し、計画の内容を絶えず見直していくことが必要です。

策定後は、「計画 (PLAN)」「実施 (DO)」「評価 (CHECK)」「改善 (ACTION)」の 4 段階のサイクル (PDCA サイクル) により、市民や公共交通事業者の意見を反映させながら、より地域のニーズに合った公共交通へと改善を進めていきます。

そこで、「総社市地域公共交通会議」を活用し、各事業の進捗状況について、毎年、把握を行い、必要に応じて計画の改善を図るとともに、中間年度には計画の見直しを行うこととします。また、計画見直しの状況は随時公開し、市民との情報共有を図ります。



#### (2) 評価・改善のスケジュール

進捗状況及び効果の評価は毎年行い、その評価結果を踏まえた上で、必要に応じて5年経過後(中間時)に事業内容の見直しを行います。

また、10年後の計画期間満了時には、本計画の改定を行います。

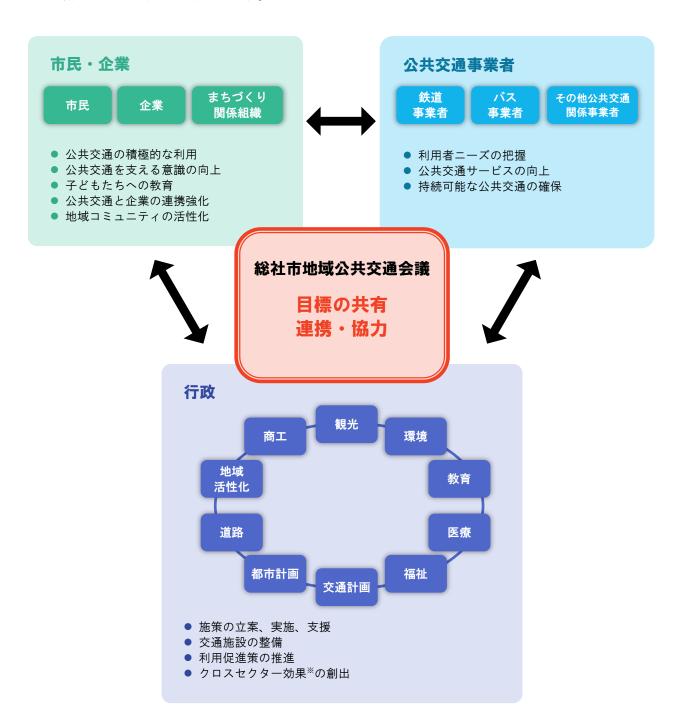
#### 表 取組み方針と事業内容

令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 <b>4</b> 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
基本的な方針:10年間									
事業計画(前期):5年間 事業計画(後期):5年								期):5年間	
					見直し 期間				
評価 🔵									

### 2. 計画の推進体制

本計画は、市民・企業、公共交通事業者及び行政の三者で目標を共有し、各自がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携・協力しながら推進します。

また、庁内においては、交通関係部局のみでなく、観光、福祉、環境などの各部局が連携し、全庁横断的な協力のもとで計画を推進します。



※クロスセクター効果:公共交通の整備は、単に交通の利便性向上効果があるだけでなく、高齢者や障がい者をはじめ市民全体の外出機会創出につながることから、市民の健康増進、医療費の減少、雇用機会の創出、商業や観光、地域の活性化など多方面にわたり良い効果をもたらすという意味です。

# ◆参考資料

- (1) 総社市地域公共交通会議設置要綱
- (2) 総社市地域公共交通会議委員名簿
- (3) 総社市地域公共交通会議の開催状況